第１７回　安来市農業委員会議事録

令和６年１１月２１日 午後１時３０分 第１７回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

１．出席委員

１番	岩﨑　金己君	２番	添田　俊之君	３番	新田　　徹君	４番	横山　芳明君
５番	永塚　知芳君	６番	足立　仁行君	７番	北中　宏一君	８番	木戸　芳己君
９番	武上　隆雄君	１０番	仲佐　久子君	１１番	北川　正幸君	１２番	新田　里恵君
１３番	塩見　秀雄君	１４番	渡邊　克実君	１５番	佐々木吉茂君	１８番	齋藤　　哲君
１９番	渡辺　和則君						

２．欠席委員　　１７番　吉村　　正君

３．出席事務局

堀江　規恵君　　加藤　靖弘君　　二岡　美保君

４．議事案件

日程第　１	議事録署名委員の指名	
日程第　２	会期の決定	令和６年１１月２１日　１日
日程第　３	議第６９号	農地法第２条の規定による非農地証明願について
日程第　４	議第７０号	農地法第３条の規定による許可申請について
日程第　５	議第７１号	農地法第５条の規定による許可申請について
日程第　６	議第７２号	農用地利用集積計画の決定について
日程第　７	報第６３号	農用地利用集積等促進計画の認可の公告について
日程第　８	報第６４号	農地法第３条の３の規定による届出について
日程第　９	報第６５号	農地法第１８条第６項の規定による通知について
日程第　１０	議第７３号	農地法第５２条の規定による賃借料等情報の提供について

５．　議事

事務局：堀江　規恵君

定刻になりましたので、只今から第１７回農業委員会を始めさせていただきたいと思います。本日お手元に配布しております資料は、日程及び申請総括表であります。ご確認をお願いします。委員会の開会にあたりまして、齋藤会長のあいさつをお願いいたします。

議　長：齋藤　哲君

【あいさつ】

議　長：齋藤　哲君

本日の会議について、事務局から報告願います。

事務局：堀江　規恵君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律第２７条第３項に基づき、定足数に達しておりますので第１７回安来市農業委員会会議を開催いたします。

議　長：齋藤　哲君

欠席委員はどなたですか。

事務局：堀江　規恵君
　　１７番　吉村委員です。

議　長：齋藤　哲君
　　それでは、日程第１　議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第１３条により１番　岩﨑委員、２番　添田委員を指名いたします。

議　長：齋藤　哲君
　　日程第２　会期の決定　を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日１日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

　　【異議なしの声多数】

議　長：齋藤　哲君
　　ご異議なしと認めます。よって会議は本日１日と決定いたしました。

議　長：齋藤　哲君
　　日程第３　議第６９号　農地法第２条の規定による非農地証明願について　を議題とします。

議　長：齋藤　哲君
　　事務局の説明を求めます。

事務局：加藤　靖弘君
　　２ページをご覧ください。別紙のとおり非農地証明願の提出がありましたので審議を求めるものです。３ページに案件の内容、４から７ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の非農地証明願は、３件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。１番は、昭和４０年頃から、耕作に必要な水が確保できず、日当たりも悪い上、農業機械が入らないことから耕作をしなくなり、現在に至るものです。この農地については、非農地証明事務取扱基準の（３）やむを得ない事情によって長期間耕作放棄され、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地の内、①その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当する土地であると判断しております。２番は、昭和６０年頃から、耕作に必要な水が確保できず、日当たりも悪い上、農業機械が入らないことから耕作をしなくなり、現在に至るものです。この農地については、非農地証明事務取扱基準の（３）やむを得ない事情によって長期間耕作放棄され、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地の内、①その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当する土地であると判断しております。３番は、平成８年頃から、耕作に必要な水が少ししか確保できず、日当たりも悪い上、農業機械が入らないことから耕作をしなくなり、現在に至るものです。この農地については、非農地証明事務取扱基準の（３）やむを得ない事情によって長期間耕作放棄され、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地の内、①その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当する土地であると判断しております。

議　長：齋藤　哲君
　　説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。１番、２番の案件について４番　横山委員お願いします。

４番：横山　芳明君
【地元委員より位置図にて場所説明】

議　長：齋藤　哲君
３番の案件について３番　新田委員お願いします。

３番：新田　徹君
【地元委員より位置図にて場所説明】

議　長：齋藤　哲君
次に、現地調査報告を３班１５番　佐々木委員お願いします。

１５番：佐々木　吉茂君
１５番　佐々木です。現地調査報告をいたします。今回は第３班が当番でした。昨日、午後１時半に農業委員会に横山班長、新田徹、新田里恵、武上、渡辺各農業委員と私、佐々木が集まり、堀江局長、加藤主幹の出席を求め、加藤主幹より現地の状況について説明を受け、先ほど説明があったように詳細に説明を受け、その後、現地の方に調査に向かいました。番号１については事務局より説明もありましたが、大変荒れておりまして、理由としては水が来ない、そして農機具が搬入できない、これが主な原因と考えられますけども、現地は確かに山林の様相を呈しておりましたので、調査班としても許可妥当であろうと認めますので審議のほどよろしくお願いいたします。それから番号２につきましても番号１と同様に、原因としては水が来ない、農機具が搬入できないといった物理的な条件等により耕作放棄されたと考えております。いずれにしても現状は山林でございます。従って調査班といたしましても許可が妥当であろうと認めました。番号３につきましても上吉田と下吉田でございますが、現状は先ほど説明した通り、水不足、農機具の搬入が困難、要するに手間がないというような事もありますけども、現状は山林でございます。従って調査班といたしましても現地を確認した関係上、許可は妥当であろうと認めましたので、審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

議　長：齋藤　哲君
地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議　長：齋藤　哲君
説明が終わりました。１番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議　長：齋藤　哲君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議　長：齋藤　哲君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議　長：齋藤　哲君
次に、２番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議　長：齋藤　哲君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議　長：齋藤　哲君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議　長：齋藤　哲君
次に、３番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議　長：齋藤　哲君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議　長：齋藤　哲君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議　長：齋藤　哲君
日程第４　議第７０号　農地法第３条の規定による許可申請について　を議題とします。

議　長：齋藤　哲君
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤　靖弘君
８ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第１０条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。９ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第３条の許可申請は３件で、所有権移転が３件です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。１番は、経営拡大による所有権移転で、農地法第３条第２項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は３メートル、農機具は草刈り機２台、耕運機１台を所有しています。労働力は本人のみです。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、申請面積に対し[redacted]です。２番は、耕作便利による所有権移転で、農地法第３条第２項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は０メートル、農機具は作付け予定作物が自家用野菜のみであり、所有していません。労働力は本人と妻の２名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、申請面積に対し[redacted]です。３番は、耕作便利による所有権移転で、農地法第３条第２項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は徒歩約１０分、農機具はトラクター４台、草刈り機２台を所有、コンバイン、田植機を共有しています。労働力は本人と孫の２名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、１０アールあたり[redacted]です。
以上です。

議　長：齋藤　哲君
説明が終わりました。地元委員から説明を求めます。１番の案件について５番　永塚委員お願いします。

５番：永塚　知芳君
５番　永塚でございます。１番案件についてご説明させていただきます。譲渡人、譲受人は隣同士であります。この申請地は譲受人の居宅とその隣にある作業小屋の間にある農地でございます。今まで５０年近く毎年[redacted]で上納という形でしておられたようですけど、この度、譲受人の作業場のリフォームにあたり、もう良いからというような形で譲り受けたという経緯がございます。従いまして隣同士でありまして、他の農地に影響を与えることはございません。よろしくお願いいたします。以上です。

議　長：齋藤　哲君
　　２番の案件について１番　岩﨑委員お願いします。

１番：岩﨑　金已君
　　１番　岩﨑です。２番案件について説明いたします。この度、譲受人は自宅の建設が進む中で宅地を購入されました。この申請地は購入地の隣接地でありまして、またこの購入地につきましては前所有者の方も耕作されていたのを確認しております。現在は荒廃農地化しつつあり、その解消にもなりますし反対する理由はありません。よって申請は妥当と判断いたしましたので、各委員の審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議　長：齋藤　哲君
　　３番の案件について１４番　渡邊委員お願いします。

１４番：渡邊　克実君
　　１４番　渡邊でございます。３番案件についてご説明申し上げます。３番案件の譲受人は２７８ａの耕作面積で意欲的に営農に取り組んでおられます。また、周辺農地を所有しておられますので、周辺農地等への影響はないものと考えます。委員の皆さまのご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議　長：齋藤　哲君
　　説明が終わりました。１番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議　長：齋藤　哲君
　　質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議　長：齋藤　哲君
　　全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議　長：齋藤　哲君
　　次に、２番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。
議　長：齋藤　哲君
　　質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議　長：齋藤　哲君
　　全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議　長：齋藤　哲君
　　次に、３番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議　長：齋藤　哲君
　　質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議　長：齋藤　哲君
　　全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議　長：齋藤　哲君
日程第５　議第７１号　農地法第５条の規定による許可申請について　を議題とします。

議　長：齋藤　哲君
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤　靖弘君
１０ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第５７条の４の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。１１ページに案件の内容、１２ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第５条の許可申請は、１件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。１番は、農地の区分は、農用地区域内農地で３年間の一時転用です。転用目的は、木材土場です。権利の種類は使用貸借権の設定です。借受人は、造園業や苗木、樹木の生産販売等を営む事業者であります。このたび山林の伐採を行うにあたり、伐採木の集積、搬出のための木材土場が必要となり、適地を検討しておられました。申請地は伐採を行う山林に隣接し、なおかつ土地所有者から借地の了解が得られたことにより選定されたものであります。これは、申請に係る農地を一時的な利用に供するために行うものであって、目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであるため農地法施行令第４条第１項に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、[redacted]です。以上です。

議　長：齋藤　哲君
説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。１番の案件について４番　横山委員お願いします。

４番：横山　芳明君
４番　横山です。１２ページの地図をご覧いただきますと、先ほど６９号で出た非農地証明の申請と隣り合っておりまして、草野横田線それから湯田山荘隣から約３ｋｍ入ったところでございます。以上です。

議　長：齋藤　哲君
次に、現地調査報告を３班１５番　佐々木委員お願いします。

１５番：佐々木　吉茂君
１５番　佐々木です。現地調査の報告をいたします。番号１につきまして現地で横山委員の方から詳しい状況の説明を受けました。先ほど説明にもありましたように、申請人は造園業を営む仕事をしておいでになります。従いまして先ほど説明のありました場所の近くで材木の伐採をするようになった関係上、その材木の一時置場というものを探しておいでになりました。上手いことに近くに農地があった関係上、先ほど説明がありました一時転用、３年間でございますけども、そこに置こうという事を考えになりまして、土地の所有者と検討されました結果、良いだろうという事になったわけでございますが、その農地も提出されている書類等を見ますとすべて揃えられた書類ですので、現地調査としても良いじゃないかという事でございますが、周辺農地に与える影響等はないものと現場で確認をいたしました。従いまして今回の申請は妥当なものとして現地調査班は認めましたので、審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議　長：齋藤　哲君
地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議　長：齋藤　哲君
ないようですので、１番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議　長：齋藤　哲君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議　長：齋藤　哲君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議　長：齋藤　哲君
日程第６　議第７２号　農用地利用集積計画の決定について　を議題とします。

議　長：齋藤　哲君
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤　靖弘君
１３ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条第１項の規定により審議を求めるものです。計画要請については、１６ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権２８件、面積２万５千５８５㎡、使用貸借権６件、面積６千９０６㎡、全体で３４件、総面積が３万２千４９１㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課：日向　直之君
農林振興課の日向です。議第７２号についてご説明いたします。詳細は１５ページから２１ページまでです。今月の利用集積計画ですが、番号１から８までが農業経営基盤強化促進法による利用権設定、番号９から１６までが農地中間管理事業による利用権設定となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議　長：齋藤　哲君
説明が終わりました。質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議　長：齋藤　哲君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議　長：齋藤　哲君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議　長：齋藤　哲君
日程第７　報第６３号　農用地利用集積等促進計画の認可の公告について　を議題とします。

議　長：齋藤　哲君
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤　靖弘君

２２ページをご覧ください。このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第７項の規定により公告されたので報告するものです。２３ページから２６ページに農用地利用集積等促進計画の認可の公告の内容をつけていますのでご覧ください。農地中間管理事業によりしまね農業振興公社に利用権が設定された農地１筆が、このたび、個人及び法人へ賃借権の設定を受けた旨が公告されました。認可年月日は令和6年１０月２２日となっております。以上です。

議　長：齋藤　哲君
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議　長：齋藤　哲君
日程第８　報第６４号　農地法第３条の３の規定による届出について　を議題とします。

議　長：齋藤　哲君
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤　靖弘君
２７ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第２１条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。２８ページから３３ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の届出については、１０件で、相続が９件遺産分割１件です。以上です。

議　長：齋藤　哲君
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議　長：齋藤　哲君
日程第９　報第６５号　農地法第１８条第６項の規定による通知について　を議題とします。

議　長：齋藤　哲君
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤　靖弘君
３４ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。３５ページから３６ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第１８条の規定による解約については、３件で、農業経営基盤強化促進法による賃貸借の解約３件です。以上です。

議　長：齋藤　哲君
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議　長：齋藤　哲君
日程第１０　議第７３号　農地法第５２条の規定による賃借料等情報の提供について　を議題とします。

議　長：齋藤　哲君
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤　靖弘君
３７ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり賃借料等情報の提供をしてよろしいか審

議を求めるものです。３８ページをご覧ください。これは、農地法第５２条の規定により、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に役立てるほか、その所掌事務を的確に行うため情報を提供するもので、令和7年1月から１２月に契約される場合の参考にしてもらうため、令和5年の利用権設定の賃貸料を基に算出したものです。カッコ内は前回の値です。なお、この情報は、可決されますと安来市のホームページ、市報で公表する予定としております。以上です。

議　長：齋藤　哲君
説明が終わりました。質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議　長：齋藤　哲君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議　長：齋藤　哲君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議　長：齋藤　哲君
本日の議案の審議は全て終わりました。以上で第１７回安来市農業委員会会議を閉会します。

（午後　2時０８分）